

## 災害時におけるクリーニング等の協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）、株式会社旭化工（以下「乙」という。）及び株式会社つくば商会（以下「丙」という。）は、災害時におけるクリーニング等の協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における乙及び丙による協力等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力業務）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、次に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について、乙及び丙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙の協力業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 甲が指定する支援物資（衣服）の配送
- (2) 甲が指定する避難所施設で使用するアルコール等薬品の提供及び運搬
- (3) 甲が指定する廃棄物の収集及び運搬
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

3 丙の協力業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 甲が指定する支援物資（衣服）の分別及びクリーニング
- (2) 甲が指定する避難所施設の閉鎖後の清掃及び消臭
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲及び丙が必要と認める事項

4 乙及び丙は、前2項の規定による要請があったときは、可能な範囲内で協力業務を実施するものとする。

### （要請方法）

第3条 前条第1項の規定による要請は、内容、場所、日時等を示した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話その他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （費用負担）

第4条 甲は、乙及び丙の実施する協力業務に要する費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な費用を基準として、甲が乙又は丙と協議して決定するものとする。

### （報告等）

第5条 乙及び丙は、協力業務が完了したときは、甲に対してその結果等を報告するとともに前条に規定する費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により費用の請求があったときは、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(平常時の相互協力)

第6条 甲、乙及び丙は、本協定が円滑に運用されるように、平常時から相互に連携を図るものとする。

(連絡調整等)

第7条 甲、乙及び丙は、本協定を迅速かつ確実に実施するため、それぞれに連絡責任者を設置することとし、甲にあっては防災所管課長とし、乙及び丙にあっては本協定の担当職にあたる者とする。

2 甲、乙及び丙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新することとする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲、乙及び丙は、本書3通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和4年4月8日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

狛江市長

松原俊雄

乙 東京都狛江市東野川一丁目5番21号

株式会社旭化工

代表取締役社長

三上雄二

丙 東京都狛江市東和泉一丁目34番22号

株式会社つくば商会

代表取締役

三上雄二